

## ✦ 青色申告とは

多くの特典がある青色申告。

大きな節税効果はもちろんですが、事業の経営状態を知るにも最適な方法です。また、消費税の課税事業者となっている方には、日々の記帳が重要となってくることから、青色申告は有効な手段です。

青色申告会は、申告納税制度の中核である青色申告制度を通じて税務の民主化と合理的な税制の確立を期すために結成されました

全国青色申告会総連合(東京都千代田区神田駿河台2-9)の傘下に国税局単位でのブロック連合会、税務署単位連合会、市町村単位連合会があります。

現在(平成18年)、会員は100万人を超えています。主な活動は青色申告の基礎から合理的な記帳の仕方、所得税・消費税の決算・申告の指導・相談を講習会を通じて行っているほか、個人企業の事業主や専従者、家族従業員に対する税制や社会保障制度、中小企業諸施策などの是正を図るため「小規模税制」の確立を目指して運動を進めています。

平成18年は(平成18年)は事業主の勤労性を正当に評価した事業主報酬を税制上に認めた制度や継承税制の早期実現、小規模事業者の納税事務負担を軽減するための消費税の改正に向けた税制改正運動を行っており、併せてすべての国民が同じ社会保障制度に加入できるための改正要望運動を行っています。

また、パソコン用会計ソフト「ブルーリターンA」を会員向けに普及し、記帳の機械化(IT化)や記帳水準の向上を目指して青色申告特別控除65万円の普及・指導活動を行っています。

## ✦ 青色申告制度

### 1. 青色申告とは

青色申告とは、一定の帳簿書類を備え付け所定の事項を記録し、その帳簿書類に基づいて申告することにより、税金の面で白色申告に比べて有利な取扱いが受けられる制度です。

### 2. 青色申告ができる人は

青色申告は、不動産所得、事業所得または山林所得を生ずべき業務を営んでいる人ができます。

### 3. 青色申告のお勧め

所得税は、1年間の所得金額を計算して翌年の確定申告期間に申告及び納税をすることになっています。

この1年間に生じた所得金額を正しく計算して申告するためには、総収入金額や必要経費に関する日々の取引の状況を記帳し、取引に伴い作成した書類、または受領した書類を保存しておく必要があります。

前述のとおり、白色申告者で一定の人には、記帳義務や記録保存義務があります。しかし、

白色申告の場合には、税金の面では特典がありませんので、一定の要件を備えた帳簿を備え付け、記録し、書類を保存することによって税金面で特典を受けられる青色申告をお勧めします。

## 4. 青色申告の特典とは

青色申告の承認を受けている人には白色申告にない50以上の特典が認められています。例えば、次のような特典があります。

### (1) 青色申告特別控除

青色申告をしている人は、青色申告特別控除額として所得金額から最高10万円を差し引くことができます。

また、青色申告者のうち不動産所得、事業所得を生ずべき事業を営んでいる人(現金主義の適用を受けている人を除きます)で、正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)に従って記録し、この帳簿書類に基づいて作成された貸借対照表を損益計算書とともに確定申告書に添付して期限内に提出した場合には、10万円に代えて最高65万円を差し引くことができます(不動産所得については、不動産の貸付けが事業的規模でない場合には、10万円の特別控除となります)。

### (2) 青色事業専従者給与の必要経費算入

白色申告の場合には、その事業に従事した配偶者は86万円、その他の親族は50万円を限度に事業専従者控除として必要経費に算入することができますが、青色申告の場合には、事業主と生計を一にしてその事業に専ら従事している配偶者や15才以上の親族に給与を支払った場合に、仕事の内容や従事の程度などに照らしてふさわしい額であれば、全額を必要経費に算入することができます。

この特典の適用を受けようとする場合には、その年の3月15日(その年の1月16日以降新たに事業を開始した場合は、その事業開始の日から2ヵ月以内)までに「青色事業専従者給与に関する届出書」を提出する必要があります。

### (3) 純損失の繰越しと繰戻し

事業所得などに損失が生じた場合には、翌年以降3年間に損失額を繰り越して控除することができます。また、前年も青色申告書を提出している人は、損失額を前年の所得から控除することにより、既に納めている前年分の所得税の額を限度として還付を受けることができます。

### (4) 貸倒引当金(一括評価)の設定

年末の売掛金や貸付金のうち特定の部分を除外した金額に対し、5.5%(金融業は3.3%)の割合を乗じて計算した金額を必要経費に算入することができます。

## 5. 青色申告するには

青色申告をしようとする年の3月15日までに、納税地を所轄する税務署に「所得税の青色申告承認申請書」を提出し、税務署長の承認を受けることにより、青色申告をすることができます。なお、その年の1月16日以後に新たに業務を開始した人は、業務を開始した日から2ヵ月以内に申請すればよいことになっています。

## 6. 青色申告のための帳簿とは

青色申告者は、原則として正規の簿記の原則(一般的には複式簿記)により記帳を行わなけ

ればなりません。現金出納帳を中心とした「簡易帳簿」によることもできます。

簡易帳簿は、「現金出納帳」「売掛帳」「買掛帳」「経費帳」「固定資産台帳」の5冊からなっています。

簡易帳簿による人であってもこれらの帳簿のほか、預金・手形・元入金・その他の債権債務について記帳することにより、前述の65万円の青色申告特別控除を受けることができます。

## 7. 記帳の仕方の分からない人

税務署では、各地で指導会を開催して記帳方法の指導を行っていますし、職員がいつでも相談に応じています。

また、商工会、商工会議所、税理士会、**青色申告会**、(財)日本税務協会でも分かりやすく指導し、あなたのおき相談相手として記帳をお手伝いしています。

商工会、商工会議所では、記帳指導だけでなく、経営相談や融資斡旋なども行っています。

## 8. 青色申告の節税効果

青色申告をした場合と白色申告の場合とでは、具体的にどのくらいの節税効果があるか比較してみましょう。

設例のような一定の条件により、平成18年7月現在の法律に基づいて計算(定率減税額・住民税の均等割を除きます)すると、下図の棒グラフのようになります。

- (1) 白色申告者のAさんの場合には、奥さんの事業専従者控除額として86万円を必要経費に算入して税額を計算しますと、所得税、事業税及び住民税の三税の合計額は100万3100円になります。
- (2) 青色申告者のBさんの場合には、奥さんの事業専従者給与額の140万円と青色申告特別控除額10万円を必要経費に算入して計算しますと、三税の合計額は78万4100円となります。Aさんと比較しますと、**約22万円節税**となります。
- (3) 青色申告者のCさんの場合には、奥さんの事業専従者給与額の140万円、青色申告特別控除額65万円、そして、年末の売掛金残高200万円の5.5%を貸倒引当金として必要経費に算入しますと、三税の合計は62万2900円となります。Aさんと比較しますと、**約38万円節税**になります。

以上のとおり、青色申告は、白色申告の場合と比べて節税になりますし、さらに、青色申告でも複式簿記で記帳したほうが節税になることがお分かりになったと思います。

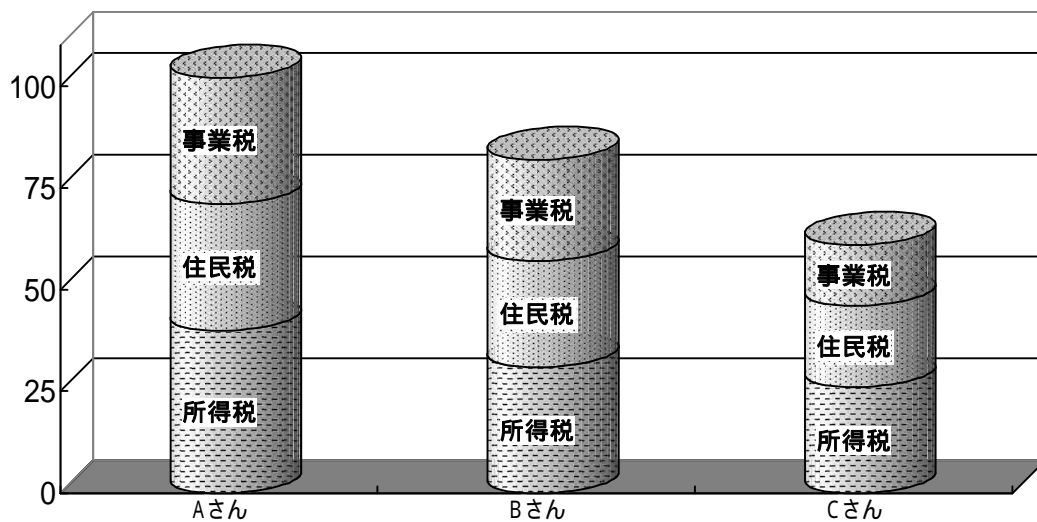
記帳することや記録を保存することは事業上必要なことですので、税金面で有利な青色申告をお勧めします。

上記(8. 青色申告の節税効果)を図表にしますと下図のようになります。

図の説例(平成18年7月現在の法律に基づき、定率減税額住民税の均等割りを除く)

青色申告の特典控除前の所得	700万円
妻の専従者給与額 100,000円/月、賞与2か月分	140万円
年末の売掛金残高	200万円
国民年金	夫婦2人分 319,200円
扶養家族 16歳未満2名	126万円
生命保険料	100,000円
個人年金保険	100,000円
損害保険料(短期)	5,000円

Aさん、Bさん、Cさんの税負担をグラフにしますと下図のようになります。



	Aさん	Bさん	Cさん
納税額	1,003,100円	783,100円	623,100円
Aさんに比べて	0円	約 - 22万円	約 - 38万円

## 新たに消費税の課税事業者になる方へ

個人事業者の方のうち、基準期間(課税期間の前々年分を言います)の課税売上高が 1000 万円を超える方は、消費税の申告・納付が必要となります。

収めるべき消費税の計算は、「課税売上高にかかわる消費税額」から「課税仕入れなどにかかわる消費税額」を控除して計算しますが、この「課税仕入れなどの事実を記帳した帳簿および請求書などの両方の保存(原則として 7 年間)が必要となります(両方の保存がない場合、課税仕入れなどに係わる税額を控除することはできません)。

また、上記の計算方法に代えて、基準期間の課税売上高が 5000 万円以下の方は課税売上高に係わる消費税額に業種に応じた一定のみなし仕入率を乗じて課税仕入れなどに係わる消費税額を計算する簡易課税制度を選択することもできます。

この簡易課税制度を選択する方は、課税期間が始まる日の前日までに、所轄税務署に消費税簡易課税制度選択届出書を提出する必要があります。

なお、簡易課税制度を選択した場合であっても、帳簿などに課税売上高を業種ごとに区分しておく必要があります。

### 参考文献

機関紙「税のしるべ」(平成 18 年 9 月 18 日発行)の“小規模事業者のための税務案内”より、作成しました。